

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年一月二十八日

廣島縣人事委員會規則第五号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部改正)

第一条 職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成七年広島県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう
に改正する。

改 正 後		第十一 条 (介護休暇)	2 — 7 (略)
		8 一時間を単位とする第一号介護休暇の時間は、当該第一号介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間又は条例第十四条の三第一項に規定する介護支援部分休暇（以下「介護支援部分休暇」という。）の承認を受けて勤務しない時間がある日については、四時間から当該介護時間及び介護支援部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。	8 一時間を単位とする第一号介護休暇の時間は、当該第一号介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、四時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。
	9 — 11 (略)		9 — 11 (略)
	2 — 7 (介護時間) (介護支援部分休暇)	第十一 条の二 委員会規則で定める職員は、人事委員会規則で定める職員は、育児休暇を承認されている職員とする。 2 条例第十四条の三第二項の人事委員会規則で定める時間は、育児休暇の承認に係る時間とする。	第十一 条の二 委員会規則で定める職員は、人事委員会規則で定める職員は、育児休暇（次項及び次条において「育児休暇」という。）を承認されている職員とする。
	第十一 条の四 (介護支援部分休暇の請求)	第十一 条の三 第十五条の三 介護支援部分休暇の承認を受けようとする職員は、原則として介護支援部分	第十一 条の三 (略)

休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して一月前の日までに任命権者に請求しなければならない。

- 2) 第十五条第一項の規定は、前項の請求について準用する。

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第二条 職員の給与の支給に関する規則（昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
（給与の減額） 第七条（略）	<p>（勤務一時間当たりの給与額算出の基礎となる給料の月額）</p> <p>第六条 給与条例第十五条第七項に規定する勤務一時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の月額は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定によつて減給処分を受けている場合又は給与条例第十九条、給与条例附則第六項若しくは勤務時間等条例第十四条第五項（勤務時間等条例第十四条の二第三項、第十四条の三第五項又は第十五条第三項において準用する場合を含む。）又は前項の規定によつて給与を減額する場合においては、給与の減額の基礎となる勤務しない時間数は、その月の全時間数による勤務しない時間数は、その月の全時間数によつて計算するものとし、この場合において、一時間未満の端数を生じたときは、その端数が三十分以上のときは一時間とし、三十分钟未満のときは切り捨てるものとする。</p>	<p>（勤務一時間当たりの給与額算出の基礎となる給料の月額）</p> <p>第六条 給与条例第十五条第七項に規定する勤務一時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の月額は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定によつて減給処分を受けている場合又は給与条例第十九条、給与条例附則第六項若しくは勤務時間等条例第十四条第五項（勤務時間等条例第十四条の二第三項、第十四条の三第五項又は第十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定によつて給与を減額された場合においてもその職員が本来受けるべき給料（給与条例第九条第一項の規定による調整額を含む。）の月額とする。</p>
（給与の減額） 第七条（略）	<p>（勤務時間等条例第十四条第五項（勤務時間等条例第十四条の二第三項、第十四条の三第五項又は第十五条第三項において準用する場合を含む。）又は前項の規定によつて給与を減額する場合においては、給与の減額の基礎となる勤務しない時間数は、その月の全時間数によつて計算するものとし、この場合において、一時間未満の端数を生じたときは、その端数が三十分以上のときは一時間とし、三十分钟未満のときは切り捨てるものとする。</p>	<p>（勤務時間等条例第十四条第五項（勤務時間等条例第十四条の二第三項、第十四条の三第五項又は第十五条第三項において準用する場合を含む。）又は第二項の規定によつて給与を減額した場合においては、減額すべき給与額は、減額すべき事由の生じた計算期間の分を次の計算期間以降の給料、初任給調整手当、地域手当、特殊勤務手</p>
4 勤務時間等条例第十四条第五項（勤務時間等条例第十四条の二第三項、第十四条の三第五項又は第十五条第三項において準用する場合を含む。）又は第二項の規定によつて給与を減額した場合においては、減額すべき給与額は、減額すべき事由の生じた計算期間の分を次の計算期間以降の給料、初任給調整手当、初任給調整手当、地域手当、特殊勤務手	<p>（勤務時間等条例第十四条第五項（勤務時間等条例第十四条の二第三項、第十四条の三第五項又は第十五条第三項において準用する場合を含む。）又は第二項の規定によつて給与を減額した場合においては、減額すべき給与額は、減額すべき事由の生じた計算期間の分を次の計算期間以降の給料、初任給調整手当、初任給調整手当、地域手当、特殊勤務手</p>	

地域手当、特殊勤務手当（第一二十四条第四項第一号に掲げるものに限る。）及び特地勤務手当（給与条例第十四条の三の規定による手当を含む。）（以下この項においてこれらを「給料等」と総称する。）から差し引くものとする。ただし、職員の異動、退職、死亡、休職（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十四条の規定による休職（公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和三十二年法律第二百七十九号）の規定により教育公務員特例法第十四条の規定の準用を受ける休職を含む。）並びに給与条例第二十一條第一項及び第二項の規定による休職を除く。）、法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十一年広島県条例第一号）第二条の規定による自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）、職員の配偶者同行休業に関する規定による育児休業（以下「配偶者同行休業」という。）、育児休業法第二条の規定による育児休業（以下「育児休業」という。）、勤務時間等条例第十四条第三項に規定する第二号介護休暇（以下「第二号介護休暇」という。）、教育公務員特例法第二十六条の規定による大学院修学休業（以下「大学院修学休業」という。）、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例（昭和六十三年広島県条例第三号。以下「外国派遣条例」という。）第二条第一項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年広島県条例第四十一号。以下「公益的法人派遣条例」という。）第二条第一項の規定による派遣（以下「派遣」という。）、法第二十九条第一項の規定による停職（以下「停職」という。）等により、減額すべき給与額を給料等から差し引くことができないときは、給与条例の規定に基づくその他の未支給の給与から差し引くものとする。

当（第二十四条第四項第一号に掲げるものに限る。）及び特地勤務手当（給与条例第十四条の規定による手当を含む。）（以下この項においてこれらを「給料等」と総称する。）から差し引くものとする。ただし、職員の異動、退職、死亡、休職（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十四条の規定による休職（公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和三十二年法律第百七号）の規定により、教育公務員特例法第十四条の規定の準用を受ける休職を含む。）並びに給与条例第二十一条第一項及び第二項の規定による休職を除く。）、法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十年広島県条例第一号）第二条の規定による自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）、職員の配偶者同行休業（以下「配偶者同行休業」という。）、育児休業法第一条の規定による育児休業（以下「育児休業」という。）、勤務時間等条例第十四条第三項に規定する第二号介護休暇（以下「第二号介護休暇」という。）、教育公務員特例法第二十六条の規定による大学院修学休業（以下「大学院修学休業」という。）、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例（昭和六十三年広島県条例第三号。以下「外国派遣条例」という。）第二条第一項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年広島県条例第四十一号。以下「公益的法人派遣条例」という。）第二条第一項の規定による派遣（以下「派遣」という。）、法第二十九条第一項の規定による停職（以下「停職」という。）等により、減額すべき給与額を給料等から差し引くことができないときは、給与条例の規定に基づくその他の未支給の給与から差し引くものとする。

8 2—7 (略)	8 2—7 (略)
一 八 (略)	一 八 (略)
九 介護支援部分休暇の承認を受けて勤務し なかつた期間 十 (略)	九 九 (略)

8 2—7 (略)	8 2—7 (略)
一 八 (略)	一 八 (略)
九 九 (略)	九 九 (略)

（職員の退職手当の支給に関する規則の一部改正）

第三条 職員の退職手当の支給に関する規則（昭和二十九年広島県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（退職手当の調整額の算定対象から除外する 休職月等）</p> <p>第一条の八 (略)</p> <p>一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十五条の二第一項ただし書若しくは地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第六条第一項ただし書に規定する事由若しくはこれらに準じる事由により現実に職務に従事することを要しない期間、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十年広島県条例第一号）第二条の規定による自己啓発等休業の承認により現実に職務に従事することを要しない期間、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十年広島県条例第一号）第二条の規定による自己啓発等休業の承認により現実に職務に従事することを要しない期間（自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の人事委員会が定める要件に該当する場合を除く。）、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年広島県条例第二号）第二条の規定による配偶者同行休業の承認により現実に職務に従事することを要しない期間又は職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号）以下「勤務時間等条例」という。）第十六条の規定による第二号介護休暇（勤務時間等条例第十四条第三項に規定する第二号介護休暇をいう。）の承認により現実に職務に従事することを要しない期間のあつた休職月等（次号及び第三号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間のあつた休職月等を除く。）当該休職月等</p> <p>二 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条の規定による育児休業の承認により現実に職務に従事することを要しない期間（当該育児休業に係る子が一歳に達した日の属する月までのを除く。）当該休職月等</p> <p>二 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条の規定による育児休業の承認により現実に職務に従事することを要しない期間（当該育児休業に係る子が一歳に達した日の属する月までの</p>	<p>（退職手当の調整額の算定対象から除外する 休職月等）</p> <p>第一条の八 (略)</p> <p>一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十五条の二第一項ただし書若しくは地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第六条第一項ただし書に規定する事由若しくはこれらに準じる事由により現実に職務に従事することを要しない期間、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十年広島県条例第一号）第二条の規定による自己啓発等休業の承認により現実に職務に従事することを要しない期間（自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の人事委員会が定める要件に該当する場合を除く。）、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年広島県条例第二号）第二条の規定による配偶者同行休業の承認により現実に職務に従事することを要しない期間又は職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号）第十六条の規定による第二号介護休暇（同条例第十四条第三項に規定する第二号介護休暇をいう。）の承認により現実に職務に従事することを要しない期間のあつた休職月等（次号及び第三号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間のあつた休職月等を除く。）当該休職月等</p> <p>二 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条の規定による育児休業の承認により現実に職務に従事することを要しない期間（当該育児休業に係る子が一歳に達した日の属する月までの</p>

期間に限る。）・同法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をした期間又は勤務時間等条例第十六条の規定による介護支援部分休暇（勤務時間等条例第十四条の三第一項に規定する介護支援部分休暇をいう。以下同じ。）の承認を受けて勤務しなかつた期間のあつた休職月等退職した者が属していた条例第六条の四第一項各号に掲げる職員の区分が同一である休職月等がある休職月等に数えてその月数の三分の一に相当する数（当該相当する数に一未満の端数があるときには、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等が同一である休職月等がない休職月等には当該休職月等

期間に限る。）・同法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をした期間のあつた同じ。）の承認を受けて勤務しなかつた期間のあつた休職月等退職した者が属していた条例第六条の四第一項各号に掲げる職員の区分が同一である休職月等がある休職月等に数えてその月数の三分の一に相当する数（当該相当する数に一未満の端数があるときには、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等が同一である休職月等がない休職月等には当該休職月等

三 第一号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間以外の現実に職務に従事することを要しない期間又は職員の高齢者部分休業に関する条例（平成二十六年広島県条例第一号）第二条第一項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間のあつた休職月等（前号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間育児短時間勤務をした期間又は介護支援部分休暇の承認を受けて勤務しなかつた期間のあつた休職月等を除く。）退職した者が属する休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一である休職月等ごとにそれぞれの最初の休職月等から順次に数えてその月数の二分の一に相当する数（当該相当する数に一未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一である休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

三 第一号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間以外の現実に職務に従事することを要しない期間又は職員の高齢者部分休業に関する条例（平成二十六年広島県条例第一号）第二条第一項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間のあつた休職月等（前号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間育児短時間勤務をした期間又は介護支援部分休暇の承認を受けて勤務しなかつた期間のあつた休職月等を除く。）退職した者が属する休職月等がある休職月等ごとにそれぞれの最初の休職月等から順次に数えてその月数の二分の一に相当する数（当該相当する数に一未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一である休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

2| 前項の規定により難い特別の事情がある場合は、あらかじめ人事委員会の承認を得て別に休職月等を定めることができる。

附 則

この人事委員会規則は、令和三年四月一日から施行する。